## 京都市告示第461号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

平成28年12月20日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の	使 途	適用区分
	所在地		
特定非営利活動法人	京都市中京区六角通新町	当該法人の	平成28年8月19
リボーン・京都に対す	西入西六角町101番地	主たる目的	日以後に支出された
る寄附金		である業務	寄附金

(行財政局税務部税制課)